

医療の情報化・標準化の推進のための省内体制 【業務移管後】

	政策統括官 【情報連携基盤推進室】	医政局 【総務課】【医療技術情報推進室】
機能	<ul style="list-style-type: none"> ●医療分野の情報化・標準化政策の企画・立案・統括を担う ●社会保障・税番号制度など社会保障分野全体の情報化政策の企画・立案・統括を担う 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療分野の情報化・標準化に係る事業を通じた普及・体制整備を担う
具体的 業務	<ul style="list-style-type: none"> ●情報化・標準化政策の検討・立案 〔会議体の例〕 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障分野サブワーキンググループ ・医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会 ・医療情報ネットワーク基盤検討会(※処方せんの電子化に関する検討を含む) ・保健医療情報標準化会議 ・保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議 ●情報化・標準化の政策立案のための横断的な事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携して実施 ●標準仕様等に基づく医療分野の情報化推進のための事業実施
(参考) 組織令 の規定	<p>(政策統括官の所掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関すること。 ●厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること。 	<p>(研究開発振興課の所掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。